(昭和二十三年七月二十九日) (法律第百九十八号) 第二回通常国会 芦田内閣

民生委員法をここに公布する。 民生委員法

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

(平一二法一一·一部改正)

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴いてこれを行う。

(昭六〇法九〇・平一一法八七・平一一法一六〇(平一二法一一一)・平一二法一一 一・一部改正)

- 第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと 認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生 委員の再推薦を命ずることができる。
- 2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

(昭六〇法九〇・平一一法一六〇・一部改正)

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、 補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭二八法一一五·平一二法一一·一部改正)

- 第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前条の 規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。
 - 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

- 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 2 都道府県知事が前項の具申をするに当たつては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

(昭六○法九○・平一一法一六○・一部改正)

- 第十二条 前条第二項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。
- 2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から二週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。
- 3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意 見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

(昭六○法九○・一部改正)